

第19回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成20年9月2日(火) 15:00～

2. 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室(4階)

3. ヒアリング対象者

全国特別支援教育推進連盟理事長	三浦 和
全国特別支援学校長会事務局次長	兵馬 孝周
全国特別支援学級設置学校長協会会長	瀧島 順一

内閣府 それでは、定刻の3時でございますので、ただいまから「障害者施策推進課長会」を開催したいと思います。

私はこの会議の進行役をしております、内閣府の障害者策担当の須田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は大変暑いところ御出席をいただきましてありがとうございます。今日は「障害者政策のあり方に関するヒアリング」ということでございまして、特別支援教育の関係で3名の先生をお招きしているところでございます。

全国特別支援教育推進連盟の三浦理事長。

全国特別支援学校長会の兵馬事務局次長。

全国特別支援学級設置学校長協会の瀧島会長です。どうぞよろしく願いいたします。

今回のヒアリングにつきましては、あらかじめ御連絡をしてあるかと思っておりますけれども、一応確認のために、資料の1といたしまして、お手元にお配りをいたしております。これを見ていただきますと、障害者基本法につきましては、検討の規定がございまして、平成16年、前回の改正から5年を目途として、改正後の規定の実施状況、あるいは障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるという規定がございまして。

そこで障害者施策推進本部の下にございまして、この課長会議におきまして、障害当事者の方を初めとして関係の方々から御意見を伺っていくということを通じて検討を進めていくということになっているところでございまして。そこで今回こういったヒアリングの場を設けさせていただいたわけでございます。

それでは、早速でございますが、三浦理事長から順次御発言をいただきまして、補足がございましたら、二順目で補足の御発言をいただきたいと思っております。

それでは、三浦理事長、どうぞよろしくお願いいたします。

三浦氏 よろしく願いいたします。

私どもの会は、加盟団体がちょうど 20 ございます。一番新しいところでは全国 LD 親の会、昭和 39 年から始まっているところで、古いところはもう 40 年以上加盟団体として活躍をいただいているところでございます。

こちらにいらっしゃるお二方の団体も、全国特別支援教育推進連盟の傘下にあるという形を取らせていただいているわけでございます。

したがって、総体的な話をしてしまうわけですが、それは組織の性格上そういう形にならざるを得ないことを御了承ください。

私どもでいろいろ会合を持ったときに話が出てくるものの 1 つとして、ここの一番初めに書いてありますように「特別支援教育コーディネーターの定数配置化を」。ここに文科省の課長さんもいらっしゃいますけれども、2 年目を迎えてかなりの勢いで特別支援教育が進んでいるわけですが、人の問題というのは、一番根っこの部分にあるというか、大事な部分にもなることございまして、コーディネーターが学校の中でいるんな形で、一番手腕にたけた人がなってくるわけですが、その方が出てしまうことによる穴が、単に数字的に穴があいているというだけではなくて非常に大事な仕事で、その方の代わりは数量的なことぐらいカバーするのは、大事なことはないかと思えます。

特に盲教育で、盲の親御さんたちのところでは、あの先生がコーディネーターで行ってしまうと、あとは抜けてしまったままであるので、何とかそういうことはというのは、この間も理事会の時に話が出ました。それが私も頭の中にこびりついておりますので、一番初めにこれを出した次第です。

お陰様というのか、そこに書いてあるように幼稚園では、これから 24 年度までに 70% に引き上げていくとか、高校の場合では、18.5% しか行っていないコーディネーターの数を 70% まで引き上げていくことですから、すぐというわけにはいきませんが、その間のところで人員の措置というか、定数化というか、それに次第に近づける必要があるのではないかと。これが第 1 点です。

第 2 点目は、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互の理解を深める。またはその施策を一層推進するということが大変大事なことでありたいと思えます。

これはもともと基本的に、共生社会の問題を含めて、人間としてお互いに理解し、お互いに助け合い、足らざるところは補い、将来の目標に向けて一方一歩前進するという成長期の問題は大変大事であるし、その育ち方の中に、自分よりはか弱いのかなという感じですね。そういう気持ちがかかったり、気にかかるというか、そういうところを気づいていくということが大事だと思います。

交流教育の中で、私の経験の中で忘れないことがあります。小学校の子どもと、肢体不自由の子どもの養護学校、私は肢体不自由の学校をずっと経験しているんですけども、その子たちが交流をやったときに、交流というのは、一番なじむ形では障害のある A 子ちゃんと障害のない B 子ちゃんをペアにして、散歩したり何なりするというものです。最初にその組み合わせをするときに、こういう形の中で、私が障害者だとしますと、私を面倒見る形なんです。面倒見る子どもは見えていまずから、あの子でなくて、別な子がいいと思っていたらしいんですが、組み合わせができた。

その子は手を引いて歩いているうちに動かなくなってしまったんです。それでおんぶしたんです。石川啄木ではありませんが、おんぶしたときに軽かったんです。自分が思っていたよりも、その子供は軽かった。その軽い感じというのは、いじらしいという姿に変わっていったといういきさつを聞いています。

そのようなことでありますから、そのころはよく言ったのは、100m 離れているときには総論で賛成。障害児は一生懸命面倒見ましょう。50m になってくると半分になり、ぴたりとなったときには、総論では結構ですというのが結構ではなくなるということを、総論賛成各論反対という形のようになってしまって、近づけば近づくほど、障害者の理解がある面でセーブされてしまう。そういう形のもの小さいときに経験していないことから来る問題なのかもしれません。

よけいな話をしてしまって、時間がなくなってしまったんですが、ここでは交流及び共同学習の問題について、なお一層進めていく必要がある。新学習指導要領もできて、その総則の中に特別活動を含めて、そこでしっかりと位置付けられたわけですから、相応にそれらのことが展開されていくと思うんですけども、そういうことをめぐって今後ともいろいろとやっていく必要がある。

最近、学校間交流とか、地域交流というのは大体どこでもなれておりますが、居住地交流といいますが、障害がある子供さんが、生まれたところの学校、正式には居住地校交流だと思うんですが、そういうのがだんだんはやってきている実情。

都道府県によっては、東京の場合ですと、学齢期の地域との関係を継続し、地域の教育や、福祉の支援を受けられるように特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校地域指定校ということにして、副次的に籍を置いて、児童生徒の障害の状態、教育のニーズに応じて地域指定校へ通級するシステムを検討するという打ち出し方をしています。

埼玉においては、児童生徒の教育的ニーズに応じた格好において、ノーマライゼーションの理念に基づく学習、この言葉だけではどういう学習なのかわかりませんが、いずれにしても可能な限りその学校にも行けるようなシステムを取るということなどを含めて、あるいは横浜市でもやっているわけですが、そういう形のもものが次第に増えている。これはそのままにしておく、いろんな形の問題がある。

私は率直に言って居住地交流というのはある程度の限度があるのではないかなと思うんです。これはのべつまくなしに自由自在にあっちに行ったりこっち行ったりでは、全体的な関係で言いますと、そのところに非常に金をかけ過ぎているというのが出てきますから、それはやはり節度がある必要がある。

しかし、交流及び共同学習というものは、障害のある子供よりも障害のない子どもに理解、啓発を促す。先ほどの話からして、大変大事な教育の機会である。これを更に大事にしていく必要があるということをお渡しした発表した資料に書いたわけでございます。

交流及び共同学習については、今後とも私どもも大いに努力をする必要があると思っております。

3番目が、特別支援学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化への対応を一層きめ細かに進めていく必要がある。これについては特にポイントを置きますと、医療的ケアの問題。この医療的ケアの問題はだんだん子どもの数が多くなってきてその分看護師もだんだん増えてくるという実態

なんです。では看護師だけ増やせばいいのかという問題になると、その問題にはやはり限度がある。学校が総じてその子供たちばかりに気を取られるわけにはいきませんし、医療的ケアについてはどれだけのものやことを、これから学校という1つは姿の中でどれだけの範囲の中でやれるかということが一つ課題になると思うんです。

医療的ケアが非常に強くなってきますと、教師はその他に別の仕事があるわけですから、これは御存知のように厚生労働省との関係で、医療的ケアな3つのことについては、教師もその補助的な作業を進めてもいい。ただし「その他の項目」というのがあります。気になることはどういうことかということ、最近PTAの関係のところで呼ばれて、指導講評という形で行って来たんですが、そのときに出てきているのは、医療的ケアの中に、食物アレルギーへの対応というケースがどんどん出てきている例があるんです。それが非常に重いケースの場合だといるんなところにアレルギー症状を起こしてしまう。お医者さんでもこういう薬があったのかと思うほど新しい事態が起きる場合がある。

いわゆる「その他の項目」と目されていて、その場合には親御さんがしょっちゅう学校に来なければならない状態、そういうことが医療との関係の中で、そういう子どもがいたときには、医療側の方から積極的にその子どもたちに対して、看護師に任せるということはもとより、医療的機関の方から直接に面倒見てくれるような措置がないものかなと思ったりするわけです。

連携して協力をしましょうと言っていますけれども、実態論としては、こういうところで新たに起こる問題が、いろいろありますから、そういうところも今後とも開拓していかなければならないのかなというのが、そういう意味で「きめ細かな対応」という言葉を入れたわけです。

その次の課題は、特別支援学校等への就学に関すること。これは御存知のように「障害者の権利条約」の批准とも絡み、今後とも就学に関することでは、大いに努力をして、一番望ましい形で、就学・相談・指導、そして親御さんが納得する形で進めていけるようなことを是非取りたいと思う次第でございます。

これについてはいろいろな角度からの検討もあると思うんですが、ネットワークから見た場合は、保育園と学校、あるいは幼稚園と学校、そのつながりを、今後更に上手に、つながりが持てるようにする必要があるのでないか。こういうふうに思うのです。

7月に発表された厚生労働省のところでも、障害児の支援の在り方というところで就学前の支援策というのが出ておりますが、これなどからも見られるように、就学前からの学齢期の移行のときに、切れ目のない関係者の連携というもの。そしてそういう移行の支援をこの場合明確にして、保育所と小学校、あるいは保育所と特別支援学校等が交流、総合訪問、情報共有、相互理解、あるいはこういう子どもについて、学校で面倒見るといった場合に、その子どもについて1日か2日の就学相談とか、面接とかではなくて、学校に入れるについてどうするかということで、面倒を見るような機会。昔は観察学級などと言ってやったこともあるので、そういう導入の仕方など含めてこれからいろいろ工夫をする必要があるのかなと思います。

あとは、保護者と会うと教師の専門性の確保と充実ということを盛んに言われます。みんな一生懸命やっているのだから大丈夫だと思うんですが、やはり見るところによると専門性のあやふやな

部分があるのかなと思ったり危惧しているところでございます。

これは別な話なのかもしれませんが、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所というのが大変な努力をして、今まさしく私たちのナショナルセンターとしての役割を、かなり果たしているということから、研究所の存続を期待しております。

それから先ほどの話にもつながりますが、乳幼児期から学齢期までを見通した就学支援計画を今後とも設定したりネットワークの確立をするということが大事なのだということでございます。

以上でございます。

内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、兵馬事務局次長さんお願いいたします。

兵馬氏 平素より、特別支援学校の教育の御理解と御支援をいただき感謝申し上げます。

このたびは障害者に関する政策の在り方についての検討に当たり、このような機会を与えていただいたことに感謝いたします。

本日は会長に代わり事務局次長の私が意見を述べさせていただきます。

全国特別支援学校長会は視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の5つの種別の特別支援学校長より構成されております。

現在の学校数は、930幾つというかなりの数で、1,000校近くありますけれども、その1,000人近い校長による会になっております。

平成18年12月に教育基本法が改正され、平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、これに基づく学習指導要領の改訂作業も進み、小中学校等の学習指導要領が告示されました。

特別支援学校の学習指導要領については秋口ということで、高等学校の方と併せて出されるということですので。

これは我々特別支援学校には、小中高と3つの各部を設置しておりますので、そういった高等学校の方との兼ね合いが出てきているということですので。

また障害者基本計画の後期重点政策実施5か年計画には、小中学校における個別の教育支援計画の作定や、支援会議の実施や校内委員会等の推進体制の整備が数値目標として示されました。

更に専門性の向上や社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進が示されております。

そして、特別支援教育を推進するための「学校教育法等の一部を改正する法律」が、平成19年4月から施行されたことを始めとして特別支援教育に関する全般にわたる取組みは大きく進んでいます。

昨年は特別教育元年というような形で、全国的に特別支援教育の推進に文部科学省が中心となりながら進めてきたということでかなり大きな成果があったと思っております。

今回、この会議に際しまして3つの視点があるということで、その3つの視点に分けて意見を述べさせていただこうかと思っております。

本会は平成19年8月9日には、雇用・就業ワーキングチーム、同年8月16日には教育育成ワーキングチームにおいて意見を述べさせていただいております。

今回はそれらも含めた全般的なことを、以下の3点に分け述べさせていただこうと思います。

まず「視点1」では、平成14年に策定された重点5か年計画の実施状況の評価として述べさせていただこうかと思ひます。

基本方針にうたわれている「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う」点については、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定により大きく前進していると評価しております。

全国特別支援学校長会においては、個別の教育支援計画の推進を図るために、普及のための冊子を作成し、また、全国小中学校長会と協力し、小中学校向けの個別の教育支援計画の冊子も作成し、その普及に寄与してまいりました。

以下、重点5か年計画の教育育成の項目に沿って意見を述べさせていただきます。

第1に「一貫した相談支援体制の整備」についてですが、相談支援体制の整備のためのガイドラインが策定され、小中学校において校内委員会の設置、コーディネーターの指名等の校内体制構築が着実に進んでおります。

特に特別支援学校においては、センター的機能の発揮で特別支援学校の果たしてきた役割は大きく、特別支援教育コーディネーターによる情報提供や研修、巡回相談などが実施されております。

更に、特別支援学校においては、個別の支援計画が策定されて、これを基に地域の関連機関の方と会議を行う、これを支援会議と呼んでいるんですが、支援会議による関係機関との連携も着実に始まっております。

第2に、専門機関の機能の充実と多様化についてです。

特別支援学校においては、センター的機能を発揮していますが、先ほど三浦理事長さんもおっしゃっていましたが、人的配置はまだ不十分であり、担当者が授業であるとか、離席をしているときに、外部との連絡が取れないということで、困窮する現状というのがあります。

現状ではまだ、定数配置になっておりませんので、従来の学級担任が授業をやりくりしてその担当に当たっているというのが現状です。

来年から本格的に実施される免許更新制度、これは随分整ってまいりましたが、講習の内容が特別支援学校教諭に十分対応したものにまだなっていない。現在は予備講習ということで、大学の方で実施されておりますけれども、内容を見ますと、まだ十分ではないのかなというところがあります。

この特別支援学校教諭だけではなくて、通常学級の教員も含めて、すべての教員にこういう特別支援教育のことを履修してもらえないかということをして是非大学の方をお願いしたいと考えております。

近年の文部科学省の方の調査結果でも約6.3%通常の学校にもいるという発達障害の児童生徒への対応の中でも特に自閉症という障害の教育については、先ほど研究所のお話もありましたが、研究所の隣にあります筑波大学附属久里浜特別支援学校の設置により研究が進んでおります。この学校は自閉症の子だけを集めた、特化した学校ということで先進的に研究を進めているところですが、自閉症の教育について特別支援学校ではどのように扱っていったらいいか。また各都道府県におい

ては、研究指定をしたり、今後検討を進めていく必要が十分あると考えております。

また学校に外部の専門家として理学療法士や言語聴覚士などが今入っておりますが、特別支援学校の持つ専門性の向上も、こういうことによって図れるのではないかと考えております。

3点目、指導力の向上と研究の推進についてです。

国立特別支援教育総合研究所において、発達障害教育情報センター、これが8月27日にスタートしました。私もその開所式に行ったんですが、非常に中身が濃くて、ホームページの中から、いろいろな講義が受けられたり、教材等のアドバイスが受けられる。

それから、保護者・教員・一般の方というふうに、項目が分けてあって、どなたでも見られるということで情報が提供されるという仕組みができ上がりました。

4点目、施設のバリアフリー化の推進についてです。

小中学校等の施設のバリアフリー化とともに、現在耐震構造の問題が叫ばれておりますが、まず安全確保ということが喫緊の課題であると考えています。

次に「視点2」についてですが、障害施策に対する今後の期待ということも含めて、本会の意見を述べさせていただきます。

言うまでもなく、今後の特別支援教育の推進においては、幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応。社会の変化に対応した指導の充実が必要とされています。

教育の役目は将来を担う国民の育成にあり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における発達障害等のある幼児児童生徒への教育的対応、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすための特別支援学校における専門的教育機能の充実が必要です。

このことは、将来の問題等に対する予防的対応の1つとして非常に重要と考えております。

更に、複数の障害種に対応する特別支援学校や、これは東京の場合でも知的障害と、肢体不自由のお子さんが一緒にいる学校、全国的に見ると他の障害、先ほど申し上げたすべての障害が一つの学校の中で学習をするという形態になっているところも幾つかあります。

こういったいろいろな複数の障害種に対する学校や、それから学校の規模が非常に大きくて、児童生徒数が300人、400人、通常の学校であればそのくらいの学校もあるかと思いますが、障害のある子たちが400人集まっているということが御想像いただけますでしょうか。そこに教職員が約200人ほどいるということですから、今日も本校では防災訓練をやったんですが、600人がどうやって逃げるか。昨日も東京の方では、いろいろ防災のことがありましたけれども、障害のある子供たちが400人、教職員が200人、これはどうやって逃げていくか。安全を確保するか。そういった課題のある非常に大きい学校というのもできております。

そういう学校を経営する校長は1人ですので、そういった管理スパンのことも非常に問題になっておりますが、後期中等教育の充実と就労支援、生涯学習の支援など多くの課題があり、広く国民一般への理解啓発が重要になってまいります。

先ほど御発表いただいた推進連盟の作成したいろいろなビデオであるとか、シンポジウムといった形で、理解啓発に努めていただいておりますけれども、更にこういったことの必要性があると思います。

全国特別支援学校長会は児童生徒の義務教育の全国的水準を維持し質を担保する義務教育費国庫負担制度堅持や、特別支援教育の就学奨励制度の国としての維持・拡充、特別支援教育に関わる法制度整備等への積極的な提言等に努力してまいりました。

しかし、なお一層特別支援教育に関連する諸施策が拡充され、障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育が真に豊かに進展することを期待しております。

そのためには、特別支援教育を推進する質の高い教員の確保や、それを保障する特別支援学校教育手当等の継続と教職員の定数増をお願いしたいと思います。

また、放課後活動、現在厚生労働省と文部科学省で、放課後子供プランといった子供たちの居場所づくりということで活動が進んでおりますけれども、こういった幾つかの省庁が連合して、また連携を取って学齢期における子どもたちの教育、福祉の連携が一層望まれるというふうに思っております。

時間の関係もありますので、以下には幾つか新しい重点政策5か年計画の教育・育成の6項目にしたがって、お話しさせていただきますが、幾つかは飛ばさせていただきます。

まず一貫した教育支援体制の整備の中では、やはり個別の支援計画の策定・活用の推進が重要であろうと思っています。教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の対象の幼児児童生徒に個別の教育支援計画の位置づけの明確化その策定・活用の推進を図りたいと思います。

今回の数値目標も、50%というような数値が出ておりますけれども、支援計画をつくったはいいけれども、なかなかそれを基に活用するというのが難しい現状もあります。しかし、まずそういった計画をつくるということで、いろいろな人々が子どものために知恵を出し合うということがスタートだろうと思いますので、できるだけ幼稚園や小学校、中学校、高等学校においても、特別支援学校では、ほぼ100%作成をしておりますけれども、作成していただければよい御尽力いただければと思います。

先ほど三浦理事長からもおっしゃられましたけれども、校内委員会や特別支援教育コーディネーター、これがまだ現在定数化とはなっておりませんが、定数配置等していただいて支援体制の整備を進められるといいなと思っています。

現在は発達障害の相談を特別支援学校の方では受けるんですが、非常に数が多く、悩みが多いということを実感しております。登校拒否の中にもそういった発達障害のお子さんがある。

それから、緘黙といってなかなか話ができない。そういうお子さんもよくよく見ると何%かはこういう発達障害があるという中で、社会の中で、なかなか社会性を身に付けていないお子さんが多いものですから、社会に出ていってもなかなか苦労があるということがあります。できるだけそういうことについては教科指導ということだけではなくて、コーディネーターといった専門の教員を配置していただくと、そういった対応も十分できるのかなと思います。

2点目の専門機関の機能の充実と多様化については、全国の都道府県に特別支援教育のセンター的な機能を持った施設というか、教育センターの設置ができるとありがたい。ナショナルセンター

としては先ほどの国立特別支援教育総合研究所の方がありますけれども、各都道府県にこういったセンターがあると情報が集約でき、また教員に対する指導助言もできるのではないかと考えております。

また免許状の保有率を高める、これも非常に重要な問題かと思えます。当面の間持たなくてもいいということで、特別支援学校の中にも、免許状を持たないものがありますが、3年を経過した段階で認定講習もしくは放送大学等での単位を取得すれば免許状の申請ができますけれども、できれば小中学校一般の学校の先生もこういった免許状を取得し、児童生徒への対応ができるようになっていただけるといいなという気がします。

小中学校先生の先生はこういう免許をまだお持ちでないということがありますので、できれば免許を取らないにしても、免許更新講習・教員養成段階における取得単位のどちらか又は両方に、特別支援教育の内容を盛り込むということでも当面对応できるのかなと考えております。

3番目、指導力の向上と研究の推進。先ほど三浦理事長さんもおっしゃっておりますが、保護者、地域の方々ができるだけ教員の専門性や資質の向上を望んでおります。本校の保護者も、学校に一番求めることは、先生方にいい教育をしてほしい。教育は人ということで教える先生が立派な知識もしくは技能を持っていないとなかなか子どもたちへの指導というのはいかならないと思います。

われわれは公立学校が多いわけですが、私学もこの特別支援学校長会には加入しております。全国的にも私学の学校も幾つかあります。こういった中でもニーズがありますので、保護者は望んで入っております。そういった部分に対しても是非国の支援を継続して行っていただければと思います。

障害に関する外部専門家の学校における活用。先ほども理学療法士、言語聴覚士といった専門家を学校の中に取り入れるということが今進んできております。

特別支援学校において、組織としての専門性の向上を図り関係機関との連携を推進するために発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し、適切な支援を行うため、専門的知識、経験を有する外部専門家、例えば臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門的な人材配置が、学校の中に行われるよう、御配慮いただけるとありがたいと思います。

4番目、社会的及び職業的自立の促進の部分ですが、高等部を卒業した後の進路そういったものの確保拡大を是非行っていただきたい。

また、そういう障害のある子ども、ある方々が地域の中で生活基盤があるよう、社会参加社会自立ができるよう、御協力いただければと思います。

今、企業ともいろいろと学校が連携を取っていますけれども、障害児者の職業自立に対する一般国民の理解啓発の促進も必要だろうと思っております。

また、地域における交流及び共同学習、これはできるだけ小さいうちに子供たちが地域の中で一緒に活動できる機会を設けて、そして一緒に暮らして行って、やがて大人になっても、生活を互いに支え合うということが望ましいと思います。障害児の理解を促進する各種施策の充実、自立や社会参加への支援を是非お願いしたいと思っております。

また、休日、放課後等の障害児の活動の場面がまだまだ不十分な面があります。今、厚生労働省

それから文部科学省の方でこういったことに精力的に取り組む、調査研究を行っていただいておりますが、以前のように、レスパイトという考えではなくて、もともと子供たちは地域の中にいるといったことで、当然放課後もしくは休日も、地域の中で暮らしたい。自分も何か趣味を持ってスポーツをしたり、映画を見たり、本を読んだり、買い物をしたり、何かを食べたりといったことが、みんなと同じようにできるということを、障害のある子ども、もしくは保護者は非常に望んでいます。

これに関わって放課後活動を学童クラブとか、事業所で行っていますが、そういったところへの支援、今は自立支援法の見直しがあって、そういった事業所の展開も非常に悩んでおるということも、実は本校はそういった関係者の会を午前中持ちまして、是非そういうことも発言してきてほしいという声もいただいたんですが、そういった地域で活動している団体に対しても支援いただければと思います。

最後になります。施設のバリアフリー化の促進。先ほども耐震構造のことをお話ししましたが、また特別支援学校の学校施設設備指針が策定され、特別支援教育の立場から小中学校の施設整備指針が改善されました。こういったことでそれぞれ学校の中の整備をできるだけ進めていただきたいと思っています。

「視点3」は権利条約の問題なんですけれども、本会でも十分議論を尽くしておりません。先ほども出ておりました就学に関すること、インクルーシブなという表現が、今は包容という言葉に訳されておられますが、すべて地域の中に入ってしまえばいいのか、みんなと一緒にというのが、本当に理念としてそれは分かるんですが、現実的な問題として可能なのか。学校としても十分その点については考えていきたいと思っています。

ここに幾つか挙げた中では、それを教育の場面で具体的に考えればということで書き出してありますけれども、キャリア教育、仕事に就くといったことについても、できるだけ早くから望みたいと思っておりますし、それから高等部と高等学校、例えば知的障害の高等部で学習したことが、高等学校のそういうカリキュラムの中のものに読み替えられないだろうか。知的障害の学校から、大学であるとか、そういったところに進学しようとする際にも、まだ困難があるといったことで、こういったところのバリアーとか、障壁といったものがあるんだろう。こういうことも権利条約の中では考えていかなければいけないかなと考えております。

項目が多くて、丁寧に御説明できなかった部分がありますけれども、後ほど御質問等があれば、お答えしたいと思います。

私の方からの発言はこれで終了いたします。

内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、瀧島会長さんお願いいたします。

瀧島氏 私、全国特別支援学級設置学校長協会の会長、ならびに練馬区立大泉中学校長として発言をさせていただきます。

このような場で、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。連絡をいただきましてから十分に考えてきたつもりではありますが、失礼がありましたら、お許しをいただきたいと思います。今日のテーマ「障害者基本法」についてどのように考えればいいのか。あまりにもテーマが

大きく、広いために困りました。

会長として特別支援教育に関わる内容に焦点を当て、意見を述べなければならぬと考えています。が、その通りになるか心配です。

まず、全国特別支援学級設置学校長協会について説明させていただきます。全国の設置校は、文科省の調べによりますと、21,600校あるわけですが、本会は約18,000校の小中学校の校長からなる組織です。組織では、研究テーマを設け、それぞれの課題を追求していくことと、全国の情報を一つにし、よりよい支援教育を目指すことがこの組織の活動です。

年間3回の全国理事会及び全国副会長会では各都道府県の代表が集まり、特別支援教育に関わる課題、また、全国の調査結果に対する考察や意見交換、さらには、これからの特別支援教育の在り方などについて検討をしています。

さて、支援教育にかかわる課題ですが、先程、三浦理事長のご発言の繰り返しになりますが、特別支援学級設置学校長協会としても、コーディネーターの配置につきましても、専門性の高い、しっかりした選任の配置を強く希望いたします。

現状のコーディネーターの指名は、普通学級の教員、並びに設置学級の教員を当てることが多いようですが、特別支援教育を推進していく上で、指名の仕方など十分であるとは言えません。

通常学級に在籍しています発達障害の児童生徒の支援等を考えますと、専門性の高い、しっかりした専任のコーディネーターの配置こそが大切であると思います。また、個のニーズに応える指導がこれから、さらに進むようであれば、専任の配置は、是非とも必要なことではないかと思えます。

次に各都道府県並びに市区町村の一部では、支援員が配置されているわけですが、まだまだ、全国の小中学校に配置されるには時間がかかりそうです。が、発達障害の子どもが、学級や学校生活の中で適切な支援を受けられないままにいることは、学校が役割を果たしていない、と、言われてもしょうがない事実ですね。何にいたしましても、専門性の高い支援員の、配置が必要であり大切です。

特別支援学級を設置する校長協会としては、これからどのような特別支援に関わる教育活動を進めていくか、と、言うことは、三浦理事長からも、いろいろ出たところではありますが、「交流及び共同学習」の在り方や、通級指導学級における指導計画、コーディネーターの専門性をどう高めていくか、などが大きな課題となっています。いずれにいたしましても、特別支援教育という視点から考えれば、今、述べさせていただいたことが重要な課題となっています。

さて、私は会長であると同時に、練馬区立大泉中学校の校長でもあるわけです。一人の校長として、ここで発言することは許されることではないかと思いますが、設置校を抱える校長として意見を申し上げたいと思います。

障害者基本法に関わる教育が、通常学級の教員の中にどれほど根付いているか。大きな疑問です。障害者基本法が一部改正され5年目を迎えました。これからの障害者教育が一人一人の教員の頭の中にどれほど意識化され、理解されているか、と、言うことは、非常に難しい問題であると思います。

では、教員に対し、どのように障害者基本法を理解させ、子どもたちの権利を保障していくか。東京都の場合は、他県と異なり特別支援学級は拠点方式になっております。例えば、練馬区で言い

まずと 34 校の通常学級があるわけですが、その中で障害児学級（知）が設置されている学校は 8 校です。この 8 校で練馬区の支援（中学校）を必要とする子どもたちを迎えているわけです。北海道から沖縄までを考えると、交通事情や地域性など条件が異なりますので、地域によっては 1 つの学校に 1 つの支援学級（1 人学級）が設置されていると、考える方が妥当でしょうか。ですから、東京の事情と他県の事情とは異なることを、前提にして、お話をしなければならないと思います。

いずれにしても、教育活動を進める中で、障害者教育について理解を深めるためには、どのようにしたらよいか、と、いうことは考えなくてはなりません。

（中学校の例）英語科の教員が、特別支援教育を特化し、自分の教科活動の中で、障害のある生徒を意識し指導することや、学級担任がクラス活動の中で、障害のある生徒の立場や事を、考え指導にあたることは大変難しいことだと思います。

では、どうしたらいいのか、ということですが、私は通常学級の教員は自分の教科指導並びに道徳、学級指導、総合的な学習の時間など、広く指導することが実情です。そして、今、中学校では部活動の指導も職務となっております。このように指導の広さを考えてみたときに、どこの分野に、この障害者教育を位置づけたらよいかと考えてみた時に、私は「道徳教育」で考えさせることが良いのではないかと思います。

道徳教育は学校教育の要として位置づけております。教師は教科の専門性を高めるとともに、この要の時間の指導力を高め、子どもたちの人格形成をはかる指導をしているわけです。なので、障害者教育、障害者理解を、道徳の時間の指導を通して、子どもたち 1 人 1 人に、1 つ 1 つの言葉を投げかけ教えていくことが、この障害者教育、障害者理解に伝わっていくのではないかと考えます。

道徳教育について、この場で説明をするのは、少々失礼であるかもしれませんが、聞いていただきたいと思います。

何故、道徳教育なのか、道徳教育は全教員が共通する指導分野です。これは、文部科学省からでている道徳教育に関わる「解説書」（示す）です。道徳教育がどのような項目から成り立っているかと申しますと、大きく分けると 1 ～ 4 の柱になっています。自分自身に関わるものが 1 つの柱であり、他者との関係が 1 つであり、さらに自然や崇高、集団や社会に関わる柱となっています。

この柱の中には、それぞれの項目が立てられ、指導内容が分かれています。1 の柱の自分自身に関係することは 5 つの項目に分かれています。1 ～ 4 の柱では、全部で 24 項目に分かれています。そのなかで障害者の教育についての頁は 1 項もありません。しかしながら、あえて言うならば、第 4 の柱の「集団や社会との関わり」の中の（3）公正公平、差別偏見がない社会という、この頁を深めて考えれば、この中に障害者という分野や指導が含まれているかもしれません。

では、数学の教員が、学級担任として 4 - （3）公正公平、差別偏見」の柱で「道徳の指導の指導」を進める時、障害者理解、障害者教育までが頭に入っているということが大きな問題ではあると思います。

できましたら、この解説書の中に、明確に「障害者に対する理解・支援・協力さらには共生」に関わる内容項目を設けて、教育が責任をもって指導することが、障害者教育を全国に啓発する良い

手立てであると考えます。教員が意図的、計画的に教えるとともに道徳の全体計画、指導計画を作るうえにおいてもそのことを明記していくことが必要ではないでしょうか。そうすることによって全国の校長の意識も高まり、本会のねらいである「障害者基本法」に関する改善の具体的な手立てとなる。と、思います。

一部改正後5年を経て、次の5年をどのように進めていくか、実現可能な在り方についての方向性が、教育活動 道徳 という分野で全国に発信できるのではないのでしょうか。

私が述べているのは、通常学級、支援学級設置校長として述べているわけですが、今の内容については、通常学級の教員に対し、いかに障害者教育を実践させるかという視点でお話をさせていただきました。

しかしながら、障害者教育は、その障害に大きく異なる点がありますので、特別支援教育はそれぞれの学校の障害種を特化した状況の中において、障害のある子どもたちがしっかりと守られ、育てられ、その権利・人権を尊重されて育っていかなければなりません。先ほど三浦先生のお話がありましたように、特別支援教育の充実は緊急の課題です。しっかり考えて進めることが必要です。

私の学校に在籍している子どもたちは、知的障害、情緒障害、自閉症の子どもたちが知的障害設置校に在籍しております。

が、障害を持つ子どもたちには、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害など障害種が異なりますので、専門性の高い教育活動を受けることが大切です。それぞれの教育活動の場には、きちんと設備、専門性の高い教員の配置、など障害者教育の在り方について、国の方でしっかりと形を示していかなければならないことだと思います。特に、ここ数年いわれています「発達障害」の児童生徒に対する教育は、早急な対応が必要だと思います。

設置学校長協会としての課題を、もう一度くり返しますが、コーディネーターの各小中学校への配置につきましては、専門家の配置を是非お願いをしたい。

それから、通常学級に在席している発達障害の子ともたちに特別支援教室という形で、指導する場合には、支援員は欠かせません。支援員の配置を是非ともお願いしたいと考えております。

最後になりますが、一般教育に対する障害者教育に関わる研修については、免許法の改定等との仲で、必ず研修時間を設定していただきたい。

設置校の会長として、また、通常学級の1校の校長として、意見を立て続けに羅列いたしました。このような機会をいただき有り難うございました。

内閣府 どうもありがとうございました。それでは、3名の先生からお話を伺ったところでございますけれども、今、かなり駆け足でお話がありましたけれども、最後に御発言に関しまして補足の御発言がありましたら、三浦理事長さんからお願いしたいと思います。

三浦氏 これは障害児支援の見直しに関する検討会という、7月に厚生労働省から出たデータなども見ながら思うことは、やはり家族支援というか、家庭を支援するという意味で、私たちは、今後、働くことがあったら働かなければいけないのではないかと。推進連盟というのはそういう意味ではPTAもみんな入っているんです。直に話を聞けますし、総会等がある場合には出かけていきま

す。私は今年は夏休みはございませんでした。ほとんどあちこちに、その中で4つばかりなものは、泊まり込みを含めて、PTAの活動、全国大会に行っていました。2泊3日が続いて1週間家に寄り付かずに行ったくらいです。

私はそれを楽しみにして行くわけでございます。それはなぜかという、そこに行くとは必ず何か得るものがあるし、子どもたちにも接触することができるということで、泉のほりに行ったようなもうけものがいっぱいあるわけです。

一方で、保護者同士の交流の促進というのが、先ほどの見直しに関するところにも出ておりますし、PTA活動を通して、より深いもの、より親しいもの、支援者の1人としてより保護者の方々が目覚めるもの、そういうものを今後ともやっていく。そのためには一体どうするかというので、相当本腰を入れてこれからも校長会もみんな含めて、そういう職域を超えて保護者の方と連携をとるということも今後とも大事なのかな、ますますそういうことが必要なのかなと思います。身近な敷居の低い場というのは、この間の厚生労働省の言葉の中にございましたけれども、まさしく敷居の低い場でこういうものを進めていく必要がある。

それにつけても、特別支援教育就学奨励費、先ほども校長会からも話が出ましたけれども、これは従来どおりのような形で今後とも進めていかなければならない。国とか地方とか、地方の方へみんな持っていったら一体どうなるか。ここから格差が必ず出てきて金のある県はどんどんと特別支援教育についても、都なら都の持ち出しでやっていく。ところが金がないところは、特別支援教育就学奨励費というのは、それを少なくしてしまうということがありますから、これは現状どおりで進めていく必要があるのかなと思います。

いずれにしてもこれからは、家族支援の方策というのは、厚労省で言っている如く、教育の方でもそのことをどういうふうにするのか、もっともっと本腰を入れてやってことによって、特別支援教育も育つし、また通常の教育における特別な子どもたちへの支援もそうです。

通常の学校の保護者の方々が途切れることなく、周りの人たちからも援助が受けられると同時に、こちらの方のPTAの方々が通常の学校のところに所在しているPTAの人たちとも連携を更に強化する必要があるのかなと思っている次第です。それだけを付け加えておきます。

原稿を読まないで、別な話ばかりしております。本筋のところは書いてある方が正しいので、発表資料を読んでいただきたい。

以上でございます。

内閣府 ありがとうございます。続きまして、兵馬事務局次長さんからお願いいたします。

兵馬氏 3点申し上げます。

1つは、障害児者のことが普通に話されるような時代になったんだなと思います。私が教員になった当時は、特別支援学校というのは養護学校と言って、そこへ行っちゃうというのが大学のときの同級生の感想でしたが、今は特別支援学校の校長になったという、おうすごいな、大変だなという声が聞かれますので、障害児者ということが普通に会話できるようになったと思います。

今回の重点施策の5か年計画の中で、新たに教育育成の部分で数値目標が出ております。ただ、過去5年間のものを見ても、支援計画もそうなんですけど、目標としては達成しているんですけど

も、実の方が伴っていかないと難しいということがあると思います。

2点目、発達障害という言葉が近年非常に教育界を賑わしておりますし、場合によっては社会問題。例えば何か問題を起こしたというときに、その人が発達障害であったということも、まれに報道されることもあります。そういった点で一般国民が発達障害の人に対して、また偏見を持ってしまふ。ただし、これは適切な教育対応を行っていけば十分社会生活を送れるわけですから、そういったことをやはり認識しなければいけないのではないかと思います。

先ほどから専門性ということがあるんですか。皆さんも同じかと思いますが、団塊の世代というか年配の先生方、そういうベテランが順次退職をしまひります。50代が抜けてしまえば学校も、これから10年間若い先生を採らざるを得ないということになりますと、半分以上が新規採用の教員になってしまう。

今言うような専門性を身に付けなければいけないということになりますと、スタートラインに立った教員が相当な力量を持っていなければいけないとなると、例えばそういう教員が一度も障害のある人とふれてなくて教員になったとすると、ではそういう障害のある子ども、先ほど瀧島校長もおっしゃっていましたが、どう教えるの、どう説明するのをというところからスタートします。

教育というのは長い話だと思ひますけれども、小さいうちからそういうことになれ親しんでいけば、やがて社会に出たときにそれが生かされるということで、現在の教員も、若い先生方も、そういう経験がないものですから、私たちも校長会としてそういう人材育成ということに力を入れておりますので、そういった点についての御支援をいただけるとありがたいと思ひます。

以上、3点です。

内閣府 どうもありがとうございます。

では、お願いいたします。

瀧島氏 私の方から、お願いしたいことは、中学校を卒業して、または高等部を卒業して就職した子どもへの相談活動を是非ともお願いしたいと思ひます。これは厚生労働省の方をお願いすることになるのでしょうか。社会福祉に対する対応として、卒業し就労している障害のある子どもたちには、生涯、定期的に相談活動をしていただきたいと思ひます。中小の企業の経営者にも障害者の雇用については、十分に配慮を願ひたいと思ひます。

本校の生徒の例ですが、「ラーメン屋さんに就職した生徒が、転勤しなければならない事が起こりました。せっかく慣れたところで、ひとりの社会人として働くことができ、そして税金を納めることができました。にもかかわらず、違う店に行ってしまうことで、人との関わりや表現が不自由なため、そこで、辞める、という結果になってしまいました。」

1人の生徒が、社会人として、国民として、せっかく税金まで納める力がついたにもかかわらず、職をはなれなくてはならないということがありました。

このような事を考えますと、地域コーディネーターではありませんが、長い目で定期的に相談活動をしていただける方が重要なポジションであると思ひます。

また、本人もさることながら子どもを抱える、保護者への支援も地域の中でお願ひしたいと思ひております。

最後になりますが、障害者に対する理解、共生は教育を通して、しっかりと学習をすることが必要です。小学校、中学校、高校、大学の時に、障害者の理解をしなければ、国の障害者教育は進んでいけないと思います。ぜひ教育活動の中で、障害者教育をきちんと位置づけられ、共生社会の確立を進めていただきたいと思います。以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

各先生方からお話を伺いましたけれども、課長さんの方で何か御質問等ございますでしょうか。ほかの省で何かございますか。

特にないようでありますれば、先生方、更に補足等ございますでしょうか。

三浦氏 啓発という言葉が、なじむのかどうかわかりませんが、社会の方々の理解、啓発なんですかね。内閣府の方で共生社会ということも含めて、その辺のところを、もっと地域につながる形でというか、新聞などにちらっと出ていますけれども、直に目で見たり、確かめてみたり、私はずっと文部科学省の委嘱を受けながら、ビデオの制作を平成 16 年まで何十年間かやったんです。今も残っているのは大学等が一生懸命それを見て参考にして、今日も、先生ビデオはないんですかというから、もうないよ。昔の話だと言ってやったりしていたんですが、やはり理解啓発のための手だてというか、統計上で質問をして、%を出して云々というのも大事です。傾向としてわかります。

しかし、町内会なら町内会のところに行くような形で、しらみつぶしではないけれども、目の前にこういう学校の教育があるんだというのか映像で映るような仕組みでわかるような、テレビに出せばいいというだけではなく、もう一工夫必要なのではないかと思ったりしているところです。

思いつきで申し訳ないけれども、理解啓発の運動というのが、先ほどお話しが出たように、教師のところでも、身に詰まされるという仕組みが、余りないんだと思うんです。話としてはわかったというような段階で終わってしまっているのではないか。やはり、身に詰まされるようにするためには、学校も開放して、ときには、よく地域の人ともどもやるような仕組みというのが、教育委員会も含めて、そういうことを喧伝するということ。

連携もいいけれども、連携するだけではなくて、何のために連携をやるかということも、よくお互いに分かるようにするというために、そのためには強弱を付けてやっていく仕組みが大事なのではないか。その辺の力不足が、私を含めてあるのかなと思っております。

以上でございます。

瀧島氏 今日は大変有意義な機会をありがとうございます。おかげさまで私、自身も改めて勉強いたしました。ありがとうございました。

内閣府 それでは、長時間にわたりまして、各先生方から御発言いただきましてどうもありがとうございました。

今日いただきましたそれぞれの御意見につきましては、今後検討する過程で参考にしてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

それではこれもちまして、会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。